

渡良瀬川河川事務所（砂防）の災害時等応急対策業務（測量・地質調査・設計・観測・調査検討等）に関する災害協定締結業者の公募について

標記について、「渡良瀬川河川事務所（砂防）の災害時等応急対策業務（測量・地質調査・設計・観測・調査検討等）」（以下、「災害協定」という）の締結を希望する業者は、下記により技術資料を作成して、提出をお願いします。

なお、災害協定の締結は、業務発注ではありませんので、入札は行いません。

平成31年1月28日

国土交通省関東地方整備局  
渡良瀬川河川事務所長 高田 昇一

1. 協定の概要等

(1) 協定の目的

本協定は、渡良瀬川河川事務所が管理する砂防設備等に関して、災害時等応急対策業務（測量・地質調査・設計・観測・調査検討等）を実施するにあたり、必要な事項を定め、被害の拡大防止と早期復旧に資することを目的とする。

(2) 業務の実施区域

渡良瀬川河川事務所管内を原則とする。【別紙－1】

(3) 協定期間 平成31年 4月 1日（予定） ～ 平成34年 3月31日

(4) 協定書（案） 別紙－2のとおり

(5) 協定締結後、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、本協定に基づき、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

なお、本協定を締結した場合でも、本協定で想定している災害等が発生しなかった場合は、実際の業務を行わないことになることを付記する。

2. 協定の締結区分

下記区分毎に公募するが、各区分を重複しての申請も可とする。

また、業務実施内容は、本協定締結業者が施行可能な範囲とする。

区分	内 容	協定締結業者予定数
区分(1)	地形測量・路線測量・中心線測量等	10社程度
区分(2)	LP計測・空中写真撮影等による地形変状の計測、UAV等による動画等撮影、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析等	5社程度
区分(3)	地質調査	5社程度
区分(4)	土石流の氾濫シミュレーション、砂防施設の調査・解析、土石流の監視、応急対策計画の検討・設計、警戒避難支援計画検討の実施等	10社程度

3. 資格要件

(1) 基本的要件

- 1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

2) 上記2. の区分(1)・(2)については、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度測量に係る一般競争（指名競争）参加資格のうち定期受付において平成31年1月31日までに申請が受理されている者で、平成31年4月1日に認定がなされる者であること。

上記2. の区分(3)については、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度地質調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格のうち定期受付において平成31年1月31日までに申請が受理されている者で、平成31年4月1日に認定がなされる者であること。

上記2. の区分(4)については、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格のうち定期受付において平成31年1月31日までに申請が受理されている者で、平成31年4月1日に認定がなされる者であること。

上記2. の区分(5)については、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度測量又は土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格のうち定期受付において平成31年1月31日までに申請が受理されている者で、平成31年4月1日に認定がなされる者であること。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）

3) 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（3.（1）2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

※設計共同体については、本協定の対象としない。

(2) 平成20年度以降公告日までに完了した次に示す業務において、1件以上の実績を有すること。

ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（関東地方整備局発注業務において平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については65点未満、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については65点未満）の場合は実績として認めない。

なお、提出された業務実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く。）」における場合において、業務実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の業務実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定（又は新規の認定）」を受けていない事、若しくは、再認定（又は新規の認定）時に実績の承継が認められていない場合を指す。

業務：国、都道府県が発注した砂防事業関連業務のうち、上記２．の区分毎に次に示した業務。

区分（１）：地形測量・路線測量・中心線測量に関する業務のいずれか。

区分（２）：ＬＰ計測に関する業務、空中写真撮影に関する業務、空中写真等を用いた地形変状の計測に関する業務、ＵＡＶ等による動画等撮影、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析に関する業務のいずれか。

区分（３）：地質調査に関する業務。

区分（４）：土石流の氾濫シミュレーションに関する業務、砂防施設の調査・解析に関する業務、土石流の監視に関する業務、応急対策計画の検討・設計に関する業務、警戒避難支援計画検討に関する業務のいずれか。

(3) 上記２．の区分(1)・(3)については、本店、支店又は営業所が群馬県又は栃木県に所在すること。

区分(2)・(4)については、本店、支店又は営業所が関東地方整備局管内に所在すること。なお、本店、支店又は営業所については、認定を受けている一般競争（指名競争）参加資格の別により以下の通りとする。

1) 土木関係建設コンサルタント（上記２．の区分(4)が対象）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成３１・３２年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式１」に記載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成３１・３２年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式３（以下、「資格審査営業所一覧」という。）に記載された支店等営業所のうち、学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む）、高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）又は高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）において、測量、地質、土木等に関連する専攻科を卒業した者又はこれと同程度以上と認められる者が常駐（常に１名以上駐在）している支店等営業所をいう。

2) 地質調査（上記２．の区分(3)が対象）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成３１・３２年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式１」に記載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成３１・３２年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式３（以下、「資格審査営業所一覧」という。）に記載された支店等営業所のうち、地質調査業者登録をしている者については、地質調査業者現況報告書に記載している営業所、それ以外の者については、学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む）、高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）又は高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）において、測量、地質、土木等に関連する専攻科を卒業した者又はこれと同程度以上と認められる者が常駐（常に１名以上駐在）している支店等営業所をいう。

3) 測量（上記２．の区分(1)、区分(2)が対象）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成３１・３２年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量）の申請書「様式１」に記載

載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（測量）の申請書「様式3（以下、「資格審査営業所一覧」という。）に記された支店等営業所のうち、測量法に基づき測量業者登録申請書に記載してある営業所をいう。

(4) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。

1) 恒常的雇用関係

協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

2) 技術者資格

以下のいずれかの資格を保有すること。

区分(1)・(2)について

ア)	測量士
----	-----

区分(3)について

ア)	技術士（総合技術監理部門：選択科目を「建設—土質及び基礎」、又は「応用理学—地質」）
イ	技術士（建設部門：選択科目を「土質及び基礎」、又は応用理学部門：選択科目を「地質」）
ウ	国土交通省登録技術者資格（施設分野：地質・土質、業務：調査）
エ	土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級：資格分野を「地盤・基礎」）（上記ウを除く）

区分(4)について

ア)	技術士（総合技術監理部門：建設部門又は農業部門又は森林部門）
イ)	技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋、又は農業部門：農業土木、又は森林部門：森林土木）
ウ)	国土交通省登録技術者資格（施設分野：砂防、業務：計画・調査・設計）
エ)	博士（専門分野：砂防に関する研究）
オ)	土木学会認定技術者（特別上級、上級、一級）

3) 業務経験

・平成20年度から公告日までに完了した業務で、国、都道府県が発注した砂防事業関連の業務のうち、区分毎に次の業務

区分（1）：地形測量・路線測量・中心線測量に関する業務のいずれか。

区分（2）：LP計測に関する業務、空中写真撮影に関する業務、空中写真等を用いた地形変状の計測に関する業務、UAV等による動画等撮影、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析に関する業務のいずれか。

区分（３）：地質調査に関する業務。

区分（４）：土石流の氾濫シミュレーションに関する業務、砂防施設の調査・解析に関する業務、土石流の監視に関する業務、応急対策計画の検討・設計に関する業務、警戒避難支援計画検討に関する業務のいずれか。

※記載は各区分毎に最大５名（１名１件）までとする。

※評価点数は、個々の実績評価点数（最大１０点）×件数（最大５名×１件＝５件）として計算する。（最大５０点）

#### ４）地域精通度

・区分（１）の場合、地形測量・路線測量・中心線測量の業務実績において、

ⅰ）渡良瀬川河川事務所管内における実績

ⅱ）関東地方整備局における実績

については、地域精通度を評価する。

※評価点数は、個々の実績評価点数（最大１０点）×件数（最大５名×１件＝５件）として計算する。（最大５０点）

・区分（２）・（３）・（４）では地域精通度は評価しない。

#### ５）専門技術力

・区分（２）・（３）・（４）の場合、配置予定技術者が国土交通省及び内閣府沖縄総合開発局建設部の発注業務（農業、漁港、港湾空港関係を除く）で、平成２６年度から平成２９年度末までに完了した業務のうち、

ⅰ）関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある。

ⅱ）関東地方整備局以外の発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある。

ものについては、専門技術力を評価する。

※評価点数は、個々の実績評価点数（最大１０点）×件数（最大５名×１件＝５件）として計算する。（最大５０点）

・区分（１）では、専門技術力は評価しない。

#### ４．手続き等

（１）本協定締結申請者は、３.に掲げる資格要件を有することを証明するため、次に従い、申請書を提出し、渡良瀬川河川事務所長から申請資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者並びに申請資格がないと認められた者は、本協定に参加することができない。

（２）申請書類

１）申請書 様式－１

２）調査票 様式－２～６

(3) 書類配布

渡良瀬川河川事務所砂防調査課にて交付する。交付期間は平成31年1月28日(月)から平成31年2月26日(火)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日9時00分から17時00分までとする。なお、データが必要な場合はデータ受け取り用として、電子媒体(CD-R)を持参すること。

また、渡良瀬川河川事務所公式ウェブサイトでもダウンロード可能である。

(URL<http://www.ktr.mlit.go.jp/watarase/>)

(4) 申請書類の提出

申請書類は次に従い提出するものとする。

1) 提出方法

持参、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)または電子メール(着信の確認をすること。)のいずれかによるものとする。

郵送等で提出する場合は、封筒の表に業者名・協定名の郵送である旨の記載をすること。

電子メールによる提出の場合は、以下のファイル形式とし、送信の前に必ずウイルス対策を実施した上で送信すること。

- ファイル形式：
- ・ Microsoft Word (Word2010形式以下のもの)
  - ・ Microsoft Excel (Excel2010形式以下のもの)
  - ・ Just System—太郎 (Pro1.0.9形式以下のもの)
  - ・ PDF (契約書の写し、TECRISの写し、特記仕様書、業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写し、保有資格を証明する書類等スキャンによる電子化が必要となるものに限る)

電子メールで提出する場合は、1度に送信できるファイル容量は2MBまでとし、2MBを超えるファイルは分割し送付すること。

2) 提出期間

平成31年1月28日(月)から平成31年2月26日(火)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日9時00分から17時00分までとする。

3) 提出場所

〒326-0822 栃木県足利市田中町661-3

国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 砂防調査課 調査係

TEL 0284-73-5559

FAX 0284-73-5572

電子メール kuroiwa-t8311@mlit.go.jp

(5) 記載する業務のTECRIS(登録されていない場合は契約書(業務名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分))の写しを提出するものとする。

ただし、TECRIS等での記載内容で同種の業務の実績が不明な場合については、特記仕様書等を必ず添付すること。

(6) その他

- 1) 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- 2) 渡良瀬川河川事務所長は、提出された申請書を、申請資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- 3) 提出された申請書は、返却しない。
- 4) 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- 5) 申請書類に関する質問がある場合においては、次に従うものとする。
  - ①提出方法  
持参またはメールによるものとする。
  - ②受領期間  
平成31年1月28日(月)から平成31年2月20日(水)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日9時00分から17時00分までとする。
  - ③提出場所  
上記4.(4)3)に同じ。
- 6) 複数の区分に申請を行いたい場合は、その区分毎に申請書を作成し提出すること。

## 5. 評価に関する事項

### (1) 協定締結者の決定方法

提出された申請書により3.に掲げる資格要件を満たすものを確認し、資格を有するものと締結する。ただし、申請者が協定締結業者予定数を大きく上回る場合は、資料について評価を行い、得られた点数の優劣に基づき決定する。

### (2) 評価の方法

別表-1に3.に記した評価項目を一覧表で示した。

区分毎に関連する評価項目についてそれぞれ評価を行い、評価点を算出する。

なお、評価項目毎における評価点の最高点の合計は100点とする。

※各分野毎に他社と比較して評価点数が劣る場合には、協定締結者として選定しないことがある。

## 6. 締結通知

「渡良瀬川河川事務所(砂防)の災害時等応急対策業務(測量・地質調査・設計・観測・調査検討等)に関する協定」の締結についての通知は、平成31年3月22日(金)をもって協定締結者に通知する。





渡良瀬川河川事務所（砂防）の災害時等応急対策業務（測量・地質調査・設計・観測・調査検討等）に関する協定（案）

国土交通省関東地方整備局渡良瀬川河川事務所長 高田 昇一（以下「甲」という）と、〇〇〇〇 〇〇〇〇（以下「乙」という）とは、災害時等における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第１条 本協定は、大規模災害が発生し、又は発生が予測され、渡良瀬川河川事務所が災害対応を行う場合に必要となる、「災害時等応急対策業務(測量・地質調査・設計・観測・調査検討等)（以下、「業務」という。）」に関し、ご協力を求めるときの手続きについて定め、災害の拡大防止と被害の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の実施区域）

第２条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域（以下、総称して「実施区域」という。）は、下記の通りとする。

渡良瀬川河川事務所砂防管内とする。ただし、渡良瀬川河川事務所管外において、大規模災害時に渡良瀬川河川事務所が対応する必要が生じた場合には、その区域を含むこととする。

（業務の内容）【区分１ 地形測量・路線測量・中心線測量等】

第３条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、甲の指示に基づく実施区域における地形測量・路線測量・中心線測量等とする。

（業務の内容）【区分２ ＬＰ計測・空中写真撮影等による地形変状の計測、ＵＡＶ等による動画等撮影、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析等】

第３条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、甲の指示に基づく実施区域におけるＬＰ計測・空中写真撮影等による地形変状の計測、ＵＡＶ等による動画等撮影、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析等とする。

（業務の内容）【区分３ 地質調査】

第３条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、甲の指示に基づく実施区域における地質調査とする。

（業務の内容）【区分４ 土石流の氾濫シミュレーション、砂防施設の調査・解析、土石流の監視、応急対策計画の検討・設計、警戒避難支援計画検討の実施等】

第３条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、甲の指示に基づく実施区域における土石流の氾濫シミュレーション、砂防施設の調査・解析、土石流の監視、応急対策計画の検討・設計、警戒避難支援計画検討の実施とする。

（業務の要請）

第４条 甲は、乙に対し、第２条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本業務を実施するための出勤を書面により要請するものとする。

２ 乙は、前項の要請を受けた場合は、承諾するか否かを速やかに書面により、甲に回答するものとする。

（契約の締結）

第５条 甲は、乙に第５条の出勤を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。なお、この契約は関係法令に準拠し、契約を締結するものとする。

(有効期限)

第6条 本協定の有効期限は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までとする。  
2. 協定発効時に乙が有していた一般競争参加資格が失われた場合、失われた日をもって、この協定も失効するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

平成31年 4月 1日

甲 国土交通省 関東地方整備局

渡良瀬川河川事務所長 高田 昇一

乙 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

別表-1  
一般競争方式（総合評価落札方式）に準じた協定締結業者選定評価表

渡良瀬川河川事務所（砂防）の災害時等応急対策業務（測量・地質調査・設計・観測・調査検討等）に関する協定

区分（１）：地形測量・路線測量・中心線測量等			
評価項目	評価の着眼点	評価基準	配点
協定参加資格確認申請者に関する要件	業務実績に関する要件 ・平成20年度から公告日までに完了した次に示す業務において、実績を有すること。（様式-2）	① 業務実績：国、都道府県が発注した砂防事業関連の業務で、下記による。 ・区分（１）：地形測量・路線測量・中心線測量に関する業務のいずれかの実績がある。 ② 地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（関東地方整備局発注業務において平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については65点未満、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については65点未満）の場合は実績として認めない。 ③ 上記以外	－  欠格  欠格
所在地による要件	本店、支店又は営業所が群馬県又は栃木県内に所在すること。（様式-5）	① 本店、支店又は営業所が群馬県又は栃木県内に所在する。 ② 上記以外	－  欠格
支援者に関する要件	恒常的雇用関係 配置予定管理（主任）技術者は、申請書提出日において、協定締結希望者と3ヶ月以上の直接的雇用関係がなければならない。（様式-6） ※記載は各区分毎に最大5名までとする。	① 恒常的雇用関係について確認できる書類の添付あり ② 上記以外	－  欠格
配置予定管理（主任）技術者の経験及び能力	予定主任技術者の経験及び能力 技術者資格を評価する。（様式-3） ※記載は各区分毎に最大5名までとする。	① ・測量士 ② 上記以外の場合	－  欠格
	業務経験 平成20年度から公告日までに完了した地形測量・路線測量・中心線測量の業務実績の有無について評価する。（様式-4） ※記載は各区分毎、1名毎に1件とする。 ※記載は各区分毎に最大5名までとする。 ※点数は、個々の実績評価点数（最大10点）×件数（最大5名×1件＝5件）として計算する。 ※同種実績を持つ技術者がいない場合は欠格とする。	① 国、都道府県が発注した砂防事業関連の業務で、下記による。 ・地形測量・路線測量・中心線測量に関する業務のいずれかの実績がある。 ② 上記以外の場合	10点/件/名  欠格
	地質調査 平成20年度から公告日までに完了した当該事務所・周辺での地形測量・路線測量・中心線測量の業務実績の有無について下記の順で評価する。（様式-4） ※記載は各区分毎、1名毎に1件とする。 ※記載は各区分毎に最大5名までとする。 ※点数は、個々の評価点数（最大10点）×件数（最大5名×1件＝5件）として計算する。	① 渡良瀬川河川事務所管内における地形測量・路線測量・中心線測量のいずれかの業務実績がある。 ② 関東地方整備局管内における地形測量・路線測量・中心線測量のいずれかの業務実績がある。 ③ その他	10点/件/名 6点/件/名 0点/件/名
評価点 計			100点

区分（２）：L P計測・空中写真撮影等による地形変位の計測、UAV等による動画等撮影、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析等 区分（３）：地質調査 区分（４）：土石流の氾濫シミュレーション、砂防施設の調査・解析、土石流の監視、応急対策計画の検討・設計、警戒避難支援計画検討の実施等				
評価項目	評価の着眼点	評価基準	配点	
協定参加資格確認申請者に関する要件	業務実績に関する要件 ・平成20年度から公告日までに完了した次に示す業務において、実績を有すること。（様式-2）	① 業務実績：国、都道府県が発注した砂防事業関連の業務で、区分毎に下記による。 ・区分（２）：L P計測に関する業務、空中写真撮影に関する業務、空中写真等を用いた地形変位の計測に関する業務、UAV等による動画等撮影、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析に関する業務 のいずれかの実績がある。 ・区分（３）：地質調査に関する業務 ・区分（４）：土石流の氾濫シミュレーションに関する業務、砂防施設の調査・解析に関する業務、土石流の監視に関する業務、応急対策計画の検討・設計に関する業務、警戒避難支援計画検討に関する業務 のいずれかの実績がある。 ② 地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（関東地方整備局発注業務において平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については65点未満、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については65点未満）の場合は実績として認めない。 ③ 上記以外	－  欠格  欠格	
所在地による要件	本店、支店又は営業所が区分（２）、（４）は関東地方整備局管内に、区分（３）は群馬県又は栃木県内に所在すること。（様式-5）	① 区分（２）、（４）：本店、支店又は営業所が関東地方整備局管内に所在する。 区分（３）は本店、支店又は営業所が群馬県又は栃木県内に所在する。 ② 上記以外	－  欠格	
支援者に関する要件	恒常的雇用関係 配置予定管理（主任）技術者は、申請書提出日において、協定締結希望者と3ヶ月以上の直接的雇用関係がなければならない。（様式-6） ※記載は各区分毎に最大5名までとする。	① 恒常的雇用関係について確認できる書類の添付あり ② 上記以外	－  欠格	
配置予定管理（主任）技術者の経験及び能力	予定主任技術者の経験及び能力 技術者資格を評価する。（様式-3） ※記載は各区分毎に最大5名までとする。	① 区分（２）：ア 測量士 区分（３）：ア 技術士（総合技術監理部門：選択科目を「建設土質及び基礎」、又は「応用理学-地質」） イ 技術士（建設部門：選択科目を「土質及び基礎」、又は応用理学部門：選択科目を「地質」） ウ 国土交通省登録技術者資格（施設分野：地質・土質、業務：調査） エ 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、一級：資格分野を地盤・基礎）（上記ウを除く） 区分（４）：ア 技術士（総合技術監理部門又は農業部門又は森林部門） イ 技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋又は農業部門：農業土木、又は森林部門：森林土木） ウ 国土交通省登録技術者資格（施設分野：砂防、業務：計画・調査・設計） エ 博士（専門分野：砂防に関する研究） オ 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級） ② 上記以外の場合	－  欠格	－  最高50点
	業務経験 平成20年度から公告日までに完了した指定した業務実績の有無について評価する。（様式-4） ※記載は各区分毎、1名毎に1件とする。 ※記載は各区分毎に最大5名までとする。 ※点数は、個々の評価点数（最大10点）×件数（最大5名×1件＝5件）として計算する。 ※同種実績を持つ技術者がいない場合は欠格とする。	① 業務：国、都道府県が発注した砂防事業関連の業務で、区分毎に下記による。 ・区分（２）：L P計測に関する業務、空中写真撮影に関する業務、空中写真等を用いた地形変位の計測に関する業務、UAV等による動画等撮影、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析に関する業務 のいずれか。 ・区分（３）：地質調査に関する業務 ・区分（４）：土石流の氾濫シミュレーションに関する業務、砂防施設の調査・解析に関する業務、土石流の監視に関する業務、応急対策計画の検討・設計に関する業務、警戒避難支援計画検討に関する業務のいずれか。 ② 上記以外の場合	10点/件/名  欠格	最高50点  最高50点
	専門技術力 優良表彰：国土交通省及び内閣府沖積総合開発局建設部の発注業務（農業、漁業、港湾空港関係を除く）で、平成20年度から平成29年度までに完了した業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者を評価する。 ※点数は、個々の評価点数（最大10点）×件数（最大5名×1件＝5件）として計算する。	① 関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある。 ② 関東地方整備局以外の発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある。 ③ その他	10点/件/名 6点/件/名 0点/件/名	最高50点  最高50点
評価点 計			100点	